

令和 4 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 2 5 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 3 号 8 月 25 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（9 番 上杉正敏君、10 番 林利幸君）	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第 5 号から議案 9 号上程まで（管理者提案説明）	3
議案第 5 号から議案 9 号まで（質疑ならびに一般質問）	5
16 番 安澤勝君 質問	5
2 月定例会以降の新ごみ処理施設の進捗状況について	5
杉山建設推進室長 答弁	5
5 番 角井英明君 質問	9
議案第 7 号について	9
杉山建設推進室長 答弁	9
議案第 8 号について	11
杉山建設推進室長 答弁	11
5 月 16 日全員協議会の会議録について	14
杉山建設推進室長 答弁	14
ごみの減量と新ごみ処理施設の規模について	15
杉山建設推進室長 答弁	16
17 番 瀧すみ江さん 質問	18
議案第 5 号について	18
杉山建設推進室長 答弁	18

議案第7号について	21
杉山建設推進室長 答弁	21
議案第8号について	22
杉山建設推進室長 答弁	22
彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設について	22
杉山建設推進室長 答弁	23
議案第5号から議案9号まで（討論）	27
17番 瀧すみ江さん 反対討論（議案第6号）	27
5番 角井英明君 反対討論（議案第5号）	27
賛成討論（議案第7号）	27
反対討論（議案第8号、議案第9号）	28
議案第5号から議案9号まで（採決）	28
閉会	29
付録	
全員協議会（令和4年8月25日）	30

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第3号）

令和4年8月25日（木）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第5号から議案第9号まで上程
- 第5 議案第5号から議案第9号まで（質疑ならびに一般質問）
- 第6 議案第5号から議案第9号まで（討論、採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - 報告第1号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合事故繰越し繰越計算書について
- 日程第4 議案第5号から議案第9号まで上程
 - 議案第5号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - 議案第6号 令和4年度（2022年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例案
 - 議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例案
 - 議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第5号から議案第9号まで（質疑ならびに一般質問）
- 日程第6 議案第5号から議案第9号まで（討論、採決）

会議に出席した議員（17名）

1番	木村	修君	11番	小川	吉則君
2番	堀口	達也君	12番	村西	作雄君
3番	松居	亘君	13番	黒澤	茂樹君
4番	西澤	博一君	14番	長崎	任男君
5番	角井	英明君	16番	安澤	勝君
7番	大橋	富造君	17番	瀧	すみ江さん
8番	西澤	清正君	18番	竹中	秀夫君
9番	上杉	正敏君	19番	杉原	祥浩君
10番	林	利幸君			

会議に欠席した議員（2名）

6番	西澤	伸明君	15番	伊藤	容子さん
----	----	-----	-----	----	------

議場に出席した事務局職員

事務局長	近藤	弘明	事務局副主幹	高橋	大
事務局次長	谷村	雅史	書記	荒木	潤

会議に出席した説明員

管理者	和田	裕行君	事務局長	近藤	弘明君
副管理者	安藤	博君	総務課長	谷村	雅史君
副管理者	有村	国知君	総務課長補佐	高橋	大君
副管理者	伊藤	定勉君	紫雲苑場長	丸澤	俊之君
副管理者	野瀬	喜久男君	小八木中継基地場長	山本	明彦君
副管理者	久保	久良君	建設推進室長	杉山	暢基君
会計管理者	辰巳	正君			

午後 2 時 02 分開会

○議長（杉原祥浩君） それでは、ただいまから令和 4 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 4 年 8 月定例会は、成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9 番上杉正敏君、10 番林利幸君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。管理者より地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告第 1 号として、令和 3 年度（2021 年度）彦根愛知犬上広

域行政組合事故繰越し繰越計算書が議長あてに提出されました。

皆さんのお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 5 号から議案第 9 号まで上程（管理者提案説明）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 4、議案第 5 号から議案第 9 号までの各議案を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（杉原祥浩君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（和田裕行君） それでは、まず、議案第 5 号 令和 3 年度（2021 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要につきまして、ご説明いたします。

各市町の財政状況が厳しい中、組合でも予算執行には十分留意して、可能な限りにおいて経費の節減に努めてまいりました。その結果としまして、予算総額 6 億 4,882 万 2 千円に対しまして、歳入決算額 6 億 4,864 万 6,070 円となり、歳出決算額は、6 億 399 万 9,282 円、歳入歳出差引残額は、4,464 万 6,788 円となりました。そのうち、事故繰越しが 2,968 万 6 千円でした。

続きまして、歳入の内訳につきましてご説明いたします。管理運営経費は、構成市町であります 1 市 4 町から按分して、ご負担していただいております。

す。また、紫雲苑使用料や令和3年度から新たに設置しました小八木中継基地において不燃ごみの有料回収による収入、さらには国からの循環型社会形成推進交付金が主なものでございます。

次に、歳出につきましては、組合議会運営費と組合内の総務課、紫雲苑、中山投棄場および日夏投棄場、小八木中継基地、建設推進室に係る経費でございます。主な取り組みとしては、新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務や日夏投棄場浸出水処理施設撤去工事調査および実施設計に係る委託料、紫雲苑火葬炉設備修繕工事、中山投棄場閉鎖対策工事を行いました。

以上が、令和3年度歳入歳出決算の概要でございます。なお、本決算に関しましては、去る7月19日に、広域行政組合の監査委員による決算審査を実施し、決算に係る調書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めたとの審査意見を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、議案第6号 令和4年度(2022年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要につきまして、ご説明いたします。当初予算総額5億1,478万7千円に、補正額106万4千円を増額し、予算総額を5億1,585万1千円とするもの

でございます。補正する主な理由としましては、広域行政組合職員の人事異動による人件費の増額、さらには、新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会に係る経費や不動産鑑定評価業務を行うために要する費用でございます。以上が、補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法において、一般廃棄物処理施設の設置および変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果や報告書等の縦覧手続き、ならびに生活環境の保全の立場から意見書の提出方法を定めることにより、利害関係を有する者に意見書を提出する機会を与えるため、新たに条例で定めるものでございます。

続きまして、議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例案の概要につきまして、ご説明いたします。この事業者選定委員会は、新ごみ処理施設の整備および運営事業を民間事業所へ包括委託するに当たり、選定を公平かつ適正に実施することを目的に、地方自治法第138条の4第3項により執行機関の付属機関として設置する

ため、新たに条例を制定するものでございます。

最後に、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについての概要につきまして、ご説明いたします。現在、彦根愛知犬上広域行政組合では、監査委員として2名の方を選任しています。今回、学識経験者の4年間の任期が8月末日をもって満了となりますことから、監査委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 議案第5号から議案第9号まで（質疑ならびに一般質問）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第5、議案第5号から議案第9号までの各議案を一括議題とし、各議案に対する質疑ならびに一般質問を行います。

発言の通告書が3名の方々から提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、16番安澤勝君、5番角井英明君、17番瀧すみ江さんとなります。

なお、質疑ならびに一般質問は、一問一答形式でお願いします。

16番安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それでは、8月定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。2月定例会以降の

新ごみ処理施設の進捗状況について伺いたいと思います。まず、時系列で新ごみ処理施設の進捗状況の説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 本年2月の定例会以降の新ごみ処理施設整備に係る進捗状況としましては、2月28日の月曜日に第6回目の新ごみ処理施設整備連絡協議会を開催し、県内の先進ごみ処理施設となる、守山エコパーク環境センターと草津市立クリーンセンターを委員に視察いただきました。参加者は、委員26名のうち9名でした。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援業務につきましては、公募型プロポーザル方式により、4月19日から募集を開始し、5月31日に候補者選定委員会で公正な審査を行い、パシフィックコンサルタンツ株式会社滋賀事務所と契約締結に至っております。契約金額は、3,828万円で委託期間は、令和4年6月13日から令和6年10月30日までで、現在、事業者選定委員会の設置に向け業務を実施しております。

6月23日の木曜日には、第7回目の新ごみ処理施設整備連絡協議会を彦根市の南地区公民館で開催しました。協議会の議題としては、先進ごみ処理施設の見学の際に実施したアンケート結果の報告と環境影響評価準備書の素案についてでございます。出席者は、20名でした。7月3日の日曜

日には、環境影響評価準備書素案に係る住民説明会を彦根市の南地区公民館で、午前の部・午後の部の2回に分け開催しました。参加者は午前の部は61名、午後の部は36名でした。

また、造成等実施設計業務においては、基本設計における盛土高さを見直し、軟弱地盤対策の解析を進め、対策の検討を進めているところです。環境影響評価や都市計画決定の手続きについては、逐次、市町や県の関係部署と協議を重ねております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） ただいまの答弁の中で、パシフィックコンサルタンツとの契約金額が3,828万円ということですが、ここ以外に応募は、あったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 応募いただいたのは、パシフィックコンサルタンツの1者でございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 結果的に1者ということですが、当初からパシフィックコンサルタンツがこの事業に参画しており他に参入していないとなると、1者の独占となり公正な競争原理が働かず、この1者に頼りきってしまうという悪影響が出ると思いますけど、それについて執行部はどのようにお考えですか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 4月19日から募集を開始しました事業の

内容につきましては、どこのコンサル会社でも参入できるようなものとなっております。問合せがパシフィックコンサルタンツ以外の者から1件ございましたが、結果的に1者が参加されたということでございますので、公正な内容であると考えております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） できるだけ、透明な競争が働くように希望するところです。

それでは、次にいきます。説明会を開催したときの状況や雰囲気はどういう状況であったか説明を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 住民説明会では、燃やすごみの半減目標を掲げ、ごみ量を半減すれば、施設規模が半分になり、施設整備費用も縮減でき、住民の財政負担が抑えられることや、建設候補地を建設地とする時期について、当初の組合からの説明どおり、環境影響評価の最終的な手続きが終わってからすべきとの意見などがありましたが、現在の彦根市清崎町地先での新ごみ処理施設整備を反対されるお声はございませんでした。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 分りました。では、次にいきます。事業費が総額200億円を超えると報道がありますが、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 本年

2月定例会の安澤議員からのご質問に対し答弁しましたとおり、昨年度の段階で、一旦、地質調査結果および造成等基本設計業務で検討した軟弱地盤対策等の内容を示した上で、各プラントメーカーから徴取した見積額を精査する作業を進めましたが、入札公告の約2年前の段階での見積依頼ということもあり、詳細に設計した上での見積りを頂けなかったため、精査しることができませんでした。よって、現状では施設整備費をお示しすることはできませんが、昨年度にプラントメーカーから徴取した見積ベースでは、資材費等が高騰していることから、平成29年度の見積額を上回っており、令和5年11月頃を予定しているプラントメーカーからの提案書提出期限の時点では、ロシアのウクライナ侵攻による更なる資材費の高騰も想定されることから、令和元年10月に策定した新ごみ処理施設整備基本計画に記載している施設整備費約200億円を上回ることが予想されます。ただし、当該基本計画でお示ししている施設整備費約200億円には、用地取得費、造成工事費や建設候補地周辺地域の住民から頂いた要望等により整備する駐車場などの整備費用は含まれておりませんので、これらの費用は別途必要となります。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） ウクライナの件など、どうしても我々の範疇でどうにかなるものでない部分を差し引いた

ら、1市4町の負担が軽くなるように、競争の原理を働かせてもらい、より良い施設がより安く建設できるようにそこは十分に考えていただきたいと思えます。

では、次に、現時点での事業総額の試算はできているのかお尋ねします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほどお答えしましたとおり、現時点では来年度当初予算として要求するための事業費総額として試算できておりませんが、来年度早期の入札公告に向け、現在、改めてプラントメーカーに対し見積書を徴取するべく準備を進めているところであり、令和5年2月定例会では、精査した結果をもとに、事業費総額をお示しさせていただきたいと思えます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） では、2月定例会で出していただくということで、それを待ちたいと思えます。

次にまいります。軟弱地盤の清崎地先で本当に問題はないのかということで、昨今、地球温暖化の影響もあるかもしれませんが、線状降水帯による豪雨の発生により、九州あるいは東北地方で大変な水害が発生しております。これは、お隣の長浜やあるいは、福井県で大きな被害があって、いまだに北陸自動車道が通れない状況であります。やはり、自然の力というのは、人間が想定している以上に牙を向いたら恐ろしいと感じます。こうしたこと

が、彦根でも起こることが十分に考えられますし、これから地球温暖化が進みますと、こういうゲリラ豪雨があちこちで発生する確率が非常に高く、そういう状況で軟弱地盤あるいは浸水被害が想定されるこの清崎地先で公共施設を造ることに問題はないのか、確認をしたいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) ご質問の細項目については、軟弱地盤のことに特化されていまして、軟弱地盤対策についてお答えさせていただきます。各施設については、支持層に杭を打ち込むことから、震災にも耐え得る建築物となります。建築物以外の部分については、盛土による荷重に加え、中間層までの腐植土層などに含まれる水分を抜きながら圧密沈下を促進させ、工事期間内で残留沈下量を許容量となるまで沈下させることから、施設供用開始後にごみの搬入等に影響が生じることはございません。また、地盤破壊や地盤変形など各種解析の結果、盛土の法面など、円弧すべりや地盤変形が生じると判断される場所には、地盤改良を行うなど、適切な軟弱地盤対策を実施してまいります。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) 地盤改良あるいは杭を打つことについては、今までからご質問に対して回答をいただいております。そうした中でも、私からすると、これで本当に大丈夫なのかというのが正直なところです。特に、田ん

ぼや沼など地盤がやわらかいところに家を建てられた方は、数年後に必ず、沈下により家が斜めになり、ふすまがちゃんと閉まらないということが起こっております。やはり、こういうことが起こるのではないかと、どうしても心配をしてしまうわけでありまして。そうしたことがないように十分に検討をしていただきたいと申し上げておきます。では、今後の事業進捗についてお伺いをいたします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 来週の月曜日、29日には、環境影響評価準備書を公告・縦覧および意見公募を実施する予定となっております、これに併せ、各市町で都市計画案の告示・縦覧および意見公募が実施されます。また、準備書に係る住民説明会を9月4日の日曜日に予定しております。

準備書に対する滋賀県環境影響評価審査会は、今年度内に3回開催される予定で、当該審査会での審査を受け、来年7月には評価書の公告・縦覧および各市町での都市計画決定の告示・縦覧を行えるよう手続きを進めているところです。想定どおり審査会が開催されれば、知事意見を来年6月頃に受理し、内容を確認後、入札公告をしていくこととなりますが、入札公告よりも前に実施方針を公表する必要があり、来年3月頃を予定しています。

入札公告後、プラントメーカーからの提案に対する事業者選定委員会の審査を令和6年3月頃に想定してお

り、最優秀提案者の選定後、本契約は同年7月頃になるものと考えています。

また、来年度に用地取得の手続きを進めていきたいと考えています。なお、本年2月定例会でも答弁しましたとおり、都市計画決定の際には、建設候補地から建設地となっている必要があること、公表する実施方針には、事業場所を記載しなければならないことから、前管理者が説明してきた建設地とする時期を早める必要がございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 分かりました。それでは、最後の質問に移りたいと思います。現在、清崎地先は建設候補地となっているんですけど、それを建設地と決定されるのは、いつを考えておられるのでしょうか。以前の話では、1月に臨時議会を開いて議会の承認を得る、あるいは、2月定例会でということも聞いております。そのあたりについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 新しいごみ処理施設の設置位置を定めることにつき議決を求めることについての議案の上程時期についてですが、本年5月臨時会の全員協議会でご説明しましたとおり、滋賀県環境影響評価審査会のスケジュールによるところがあるため、6月24日に開催した管理者会においては、第3回目の審査会の日程が明らかとなってから、来年

2月定例会、あるいは臨時会での議案上程を判断する方向性を示していただいております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 上程時期の決定があればまた分かるということですので、その決定を待ちたいと思います。以上で終わらせていただきます。

○議長（杉原祥浩君） 続きまして、5番角井英明君。

○5番（角井英明君） 大項目1、議案第7号についてお伺いします。中項目1、生活環境影響調査について。細項目1、環境影響評価については、4段階があって、その都度、縦覧や意見交換が行われると理解しているのですが、生活環境影響調査については、よく知りませんでした。この調査を実施した期間と調査項目について教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 当組合の新ごみ処理施設整備事業においては、滋賀県環境影響評価条例にのっとり、環境影響評価を実施していますが、生活環境影響調査で必要となる項目は、環境影響評価に含まれていることから、別途、生活環境影響調査を行う予定はございません。なお、環境影響評価は、令和2年1月から着手し、令和5年9月まで実施いたします。また、生活環境影響調査に必要となる主な調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質でございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番(角井英明君) 環境影響評価を調べているのなら、環境影響評価に含まれるということで、生活環境影響調査を新たに調査する必要がないということで分かりました。

再質問ですけど、新ごみ処理施設建設の最初のスケジュールでは、この生活環境影響調査は行わないということですが、どの時点で縦覧などを予定されていたのか教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 環境影響評価につきましては、本来、環境影響評価法では焼却施設については実施しなくてよいというものですが、滋賀県の環境影響評価条例では焼却施設は、環境影響評価をしなくてはいけないというものでございますので、当初より環境影響評価を実施するというかたちで、生活環境影響調査を行う予定はございませんでした。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の2ですけど、どこが調査を実施したのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 調査を依頼したのはパシフィックコンサルタンツ株式会社ですが、環境影響評価を実施した事業主体は当組合でございます。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の3です。環境影響評価の中に生活環境影響調査も含まれるということですが、違

いがあれば教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 環境影響評価、いわゆる環境アセスでは、大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌のほか、動植物や生態系、景観、人と自然とのふれあいの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス、文化財や伝承文化について調査し、工事期間中および施設供用開始後における周辺への影響を予測し、その対策等を評価するものとなります。一方、生活環境影響調査、いわゆる簡易アセスと呼ばれるものは、先ほどお答えしましたとおり、大気質、騒音、振動、悪臭、水質について調査するのですが、施設の供用開始後に限定した予測と評価を実施するものです。よって、環境影響評価は、生活環境影響調査に必要となる調査項目を全て含んでいるものになります。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 再質問です。環境影響評価は条例を作らなくてもやらないといけないと思うんですが、生活環境影響調査は、今回条例を作らないといけない理由を教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 廃棄物の処理および清掃に関する法律では、各市町村が一般廃棄物処理基本計画で処理するようなごみ処理施設を整備する場合は、都道府県に届出をすることになっておりまして、その届出

には生活環境影響調査の結果を添付することになっております。その生活環境影響調査については、市町が縦覧等をどのようなかたちとするか条例で定め、定めたとおりに公告縦覧と意見公募をしていくかたちになります。ただし、先ほど申しましたとおり、生活環境影響調査は環境影響評価の中に調査項目が含まれていますので、環境影響評価の準備書の手続きを経たものは生活環境影響調査の意見書の聴取の手続きを経たものとみなすとしたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の4番ですけど、縦覧で周辺地域の住民から懸案する意見が出た場合の対応は、どうされるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 環境影響評価の準備書に対する意見については、事業者の見解を見解書として滋賀県へ提出することとなります。また、事業者見解につきましては、滋賀県環境影響評価審査会において、事業者見解について審査されることとなります。よって、対策が必要な場合は、その対策内容について審査会で審議いただき、問題があれば改めて対策を検討し、審査会で承認いただく必要がございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 生活環境影響調査のことを本で読んだのですが、簡易アセスで代えることができると

読みました。今の話を聞いたら、環境影響評価の方が大きくて、調査もいろいろな項目をしているから全部を含めて、新たに生活環境影響調査をやるわけではないんですから、わざわざ環境影響評価でやっていることを二重手間で作って縦覧する必要はないと思うのですが、そこは法律で定められたら仕方ないと思いますけど、環境影響評価をしっかりと丁寧にやるのが一番大事なことだと思います。

大項目の2番にいきます。議案第8号について。中項目1、条例案について。細項目1、選定委員会は、何回ぐらいの開催を予定しているのか。環境影響評価準備書の概要をこの前、住民説明会でもらったのですが、その中の事業全体スケジュールでは、整備事業者選定の期間が22年度から24年度の前半までとなっています。2年かけての事業者選定です。審議する事項が5点挙げられています。何回ぐらいの開催を予定しているのか、教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 令和4年10月から令和6年3月までの間に、プラントメーカーからの提案審査も含め、計7回を予定しています。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 再質問ですが、本年度から開始となっていますが、事業者の選定を早めることはできなかったのでしょうか。そうしていたら、環境影響評価の途中に建設地を決定

しなくても済んだのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) この事業者選定といいますのは、最終的に施設を整備する事業者ということでございますので、それを入札公告するために、必要となる書類などを審査いただくものでございます。早くできればよかったのですが、スケジュールどおりに進んでいるものでございます。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の2です。この2年間で入札公告も行われると思うのですが、スケジュールがあれば、教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 委員会のスケジュールにつきましては、現時点での予定でございますが、第1回の委員会は、令和4年10月に開催を予定しており、委員会の設置、委員長・副委員長を選出します。また、今後の委員会のスケジュールの確認を行い、審査方法に関する審議と事業の概要および経緯について事務局から説明いたします。第2回は、令和5年1月に開催し、実施方針案および要求水準書案を事務局から報告し、落札者選定基準を審議いただきます。第3回は、令和5年3月に、第4回は令和5年6月に開催し、第2回から引き続き、落札者選定基準を審議いただくほか、入札公告に係る必要書類等をご確認いただきます。第5回は、令和5年11月

に開催し、入札公告以降の経過を事務局から報告し、審査の手順に関して審議いただきます。第6回は、令和6年2月に開催し、基礎審査の結果を事務局から報告し、プラントメーカーからの提案書に関する意見交換を委員会で取りまとめます。また、プラントメーカーにヒアリングすべき事項の抽出を委員会で行います。最終の第7回は、令和6年3月に開催し、プラントメーカーからのプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、提案内容を審査します。プレゼンテーション、ヒアリングおよび提案内容の審査をもとに総合評価を行い、最優秀提案者を決定いただきます。以上のスケジュールで委員会を運営してまいります。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の3です。条例の第6条第4項に委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができるとありますが、こういったことを想定されているのか教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 第6条第4項につきましては、発注者支援業務の受託事業者を会議に出席させ、委員会資料の詳細説明や委員からの専門的な質問に対する回答をさせる場合を想定しています。また、必要に応じて、委員以外の学識経験者を要請し、説明または意見をお聞きすることが必要となる可能性も想定しております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 再質問です。安澤議員が先ほどの発注者支援業務の質問で、パシフィックコンサルタンツと答えたと思うのですが、先ほど、発注者支援業者を会議に出席させると言われたのは、パシフィックコンサルタンツが出席するということでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 角井議員がおっしゃったとおり、パシフィックコンサルタンツを出席させる予定でございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の4です。条例第8条第2項に委員は、直接または間接を問わず利害関係のある事案については、当該事案に関する第2条各号に規定する審議に参加することができないとありますが、第3条第2項を見る限り、その可能性は少ないと思われるのですが、こういった場合を想定されているのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 当委員会の委員につきましては、直接または間接を問わず、利害関係がない者に委嘱する予定ですが、委員会発足後に委員が利害関係のある事案に携わることも想定されることから、条例で整備しているところでございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 具体的には、こういったことがあるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 直接というところで例えますと、委員本人が利害関係の企業の顧問に就任されるということが考えられますし、間接的では、親族がプラントメーカーの社員とご結婚された場合等を想定しているものです。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の5です。第9条に委員は、職務上知り得た秘密および事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならないとありますが、秘密や遂行に支障を及ぼすおそれのある情報と判断するのは、どこの誰なのか教えてください

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 秘密や遂行に支障を及ぼすおそれのある情報の判断は、委員会でされることとなります。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 再質問です。後日、情報公開請求をした場合でも、秘密や遂行に支障を及ぼすおそれのある情報と判断されたら、公開されないのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今おっしゃっていただいたとおり、秘密や遂行に支障を及ぼすおそれのある情報あるいはプラントメーカーの独自な情報というのは情報公開請求されても公開されないものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 大項目の3です。5月16日に開催された全員協議会の会議録についてです。中項目の1、実施方針とは。細項目の1、会議録を読むと、PFI法との関係で実施方針の公表が必要と理解したのですが、実施方針の公表が必要な法的根拠を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 実施方針の公表については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法で規定されておりますが、内閣府が公表しているPFI事業導入の手引きの実務編では、PFI事業の検討により特定事業の選定を行おうとする場合は、必ずその前に実施方針の策定および公表を行わねばならず、特定事業の選定に当たって、PFI事業では、公平性および透明性を確保する観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されることを目的の一つとして、実施方針を公表するものとされています。

また、近年の県内事例では、本年1月に実施方針を公表された湖北広域行政事務センターを含め、全て実施方針を公表されていることから、当組合においても実施方針を公表する必要があるものと判断したものです。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の2です。実施方針はどこがいつ策定するの

でしょうか。管理者会が策定するものと思うのですが、環境影響評価を終え、広域議会で建設地を決定してから実施方針を作成されたらいいと思うのですが、どこがいつ策定されるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 実施方針の内容については、事業者選定委員会で公表する内容をご確認いただきます。公表の時期については、現在の建設候補地について、当組合議会で建設地とすることをお認めいただいた後、早々に公表していくこととなります。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の3です。実施方針と広域議会の関連でお聞きします。PFI法により企業を決めるための実施方針なので、直接広域議会とは関係がないと理解しています。しかし、実施方針の公表時には、建設地の決定がされていないと駄目だとすると、広域議会も関わってきます。実施方針の公表時には、環境影響評価の準備書段階での建設地決定が必要と全員協議会で言われたのですが、納得がいきません。環境影響評価準備書の概要の事業全体スケジュールを見ても工事にかかるのは2024年ですから、環境影響評価を終え建設地を決めてからでも、十分間に合うのではないかと考えるのですが、見解をお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 実施方針については、事業主体である当組合が行う入札公告に向けた事務手続きとして公表するものであることから、議会で承認いただくものではございませんので、ご理解願います。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 再質問です。

5月16日の全員協議会で大事なことを口頭で説明されました。私は聞いて全然理解ができませんでした。会議録を求められたのが、西澤議員でした。理解したいから、文書による説明を求めたということだと思います。今回、議事録をもらったんですけど、読んでも理解しづらかったです。口頭での説明で済まそうとされた理由を教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 5月の全員協議会でご説明しましたとおり、この実施方針は公表までに建設地になっている必要があるということでございます。最終的な滋賀県環境影響評価審査会のスケジュールによっては、実施方針の建設地とする時期が変わってくるということもございます。全員協議会では、そのあたりを精査しきれていなかったということもございまして、口頭での説明となってしまう、申し訳ございませんでした。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 主体は、あくまでも広域行政組合ですから県の都

合とかもあると思いますが、環境影響評価をちゃんとして、一番優先されるのが組合ですから、はじめの計画通りに進めていって、遅れた場合は、県に調整してもらい実施方針の原則を大事にして進めていけばいいと思います。見解をお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 実施方針の公表時期は、入札公告に入っていく段階、また、入札公告からプラントメーカーによる提案内容を提出いただくまでの作成期間もございまして、このスケジュールを考えると、令和11年度のごみ処理施設の開始を遅らせないためには、実施方針の公表を令和5年3月にする必要があると判断しているところがございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 大項目の4に入ります。ごみの減量と新ごみ処理施設の規模についてです。中項目の1、ごみの減量について。細項目の1、大量生産・大量消費・大量廃棄が続いているのでは。2000年にできた循環型社会形成推進基本法は、廃棄物が大量に出ていることや不法投棄の増大、廃棄物処理施設の立地の困難性などの問題を解決するため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型

社会を形成することが急務になっているという考えに基づきます。多くの自治体では、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に取り組んでいますが、基本法にあるように大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却することなしには、この流れは断ち切れなれないと思います。焼却でゴミ処理施設のごみピットを見るたびに大量生産、大量消費、大量廃棄をこのまま続けていっていいのかと思います。コロナ時期で新しい生活様式が政府から提示されましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄をやめるための生活様式が求められているのではと考えます。一般廃棄物処理基本計画が策定されましたが、1市4町の現状をどう考えておられるのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 一般的な見解ではございますが、現代社会において我が国の経済は、大量生産、大量消費の基盤に成り立っており、国内のごみの総量が減少傾向にあるものの、いまだに大量廃棄が続いているものと認識しております。しかしながら、循環型社会の形成に向けた各自治体の資源化に対する取り組みにより、リサイクルやリユースに対する意識が高まっており、今後は、ごみの減量や資源化が進んでいくものと考えています。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の2で

す。大量消費して、大量廃棄する。目の前からゴミが消えさえすればいい。後のことは考えない。我が亡き後に洪水よ来たれという今の在り方だと、いつまでたっても進みません。地球温暖化に対する気候崩壊を考えると一刻も早いゴミの減量が必要と考えます。見解を伺います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 当然ながら、ゴミ処理経費の面や環境面、焼却施設への負荷低減という面などにおいて、ゴミの減量は必要であると認識しております。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 再質問です。ゴミの減量には地域住民が納得した上での意識的な行動が必要だと考えます。住民の納得と意識変容のために、こういった取り組みを考えておられるのか教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 当組合としましては、各市町のごみの減量は所掌事務ではございませんので、こういったことを実施するかは各市町で取り組んでいただくことだと考えています。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) その場合には、組合と各市町が連携をとって会議を行うなどは、考えておられないのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 減量

目標を立てていただいたので、それに沿った施設規模とするので、令和 11 年度までに減量がしっかりと進んでいるかについては、こちらから提言させていただきたいと思っております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の3です。減量目標は高く設定すべきでは。減量目標は高すぎても実行が難しい。高齢者にとって高い減量目標は、重荷になるなど、さまざまな意見を聞いていますが、これからの社会を考えるとごみの減量に大きく踏み出さないところに未来はないと思います。一般廃棄物処理基本計画にあります 15%の削減とごみを半減したときの財政面を含めた将来像を分かりやすく地域に示すことが、広域組合の大きな仕事だと思えます。高い目標に向かって努力していくことで、住民の意識の変容が起こり、行政も育っていくのだと考えます。見解をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 減量目標を高く設定すべきではということですが、本年2月定例会でも答弁しましたとおり、これまでの圏域内での1人当たりの廃棄物量の推移は微増傾向でございます。また、当組合としては、15%削減という厳しい目標を設定されたものであると思えます。しかしながら、当該目標数値は、各市町において住民にご理解、ご協力いただける取り組みを実施すれば、実現可能な減量目標であると考えております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 15%の削減目標に向かって努力して、もし、15%をクリアできた場合は、それ以上の削減目標を立ててそれに向かっていくということも考えられるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 令和 11 年度までに削減目標を達成された市町につきましては、さらなる削減目標を設定されるかどうかにつきましては、市町でご検討いただくことと考えています。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 中項目の2です。ごみを半減したときの新ごみ処理施設の規模について。細項目の1、半減したときの施設規模は。住民から出ているごみを半減したときの施設規模を示して地域住民に考えてもらうことで、ごみ問題や気候危機、気候崩壊への認識が生まれ、次の行動に発展していくと考えます。ごみ減量への実践につながると思えます。半減したごみの施設規模を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 本年2月定例会でのご質問でもお答えしましたとおり、燃やすごみが半分になれば、日量として70トン程度の施設規模になると考えます。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 地域住民に、ごみ半減の努力が1市4町の財政負担の軽減になると理解されれば、ごみ

減量の合意が得られて、ごみ減量への行動が始まり、ごみの減量が大きく進むのだと思います。気候危機、気候崩壊への回避にもつながっていきます。こうした好循環を作っていく必要があると思います。そのことが、将来世代への大きな贈り物になると思います。見解をお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 燃やすごみを半減した場合となる熱回収施設の規模を日量 70 トン程度とした施設整備の見積りを徴取していないため、日量 140 トン程度の施設整備費との費用比較はできませんが、施設規模が半分になれば、地域住民の財政負担が軽減されることは事実でございます。ただし、施設規模が半分になるからといって、整備費用が半分になるというものではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各家庭からの排出量を大幅に削減いただくためには、今の生活習慣や生活様式を変えていただくなど、住民の皆様には全面的にご協力いただく必要が生じることとなります。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 彦根市の2月定例会でも、ごみの減量について質問したのですが、積極にごみを出さない姿勢や無駄な消費をなくす姿勢をすすめるゼロ・ウェイストを家族で取り組んだ外国の人がいるのですが、4人暮らしの一家でゼロ・ウェイスト

を行うと1年間で出すごみの量は、片手にのる量になったそうです。ものすごい削減になると思うんですけど、どうして、そういうことができたのかというと、旦那さんが最初はすごい懐疑的だったんですけど、ゼロ・ウェイストが家庭のお金の節約になることが分かって、意欲的になったと言っていました。

これは、個人の話なんですけど、自治体でも頑張れば同じ効果が表れると思います。ごみ減量の数値を高く掲げることで地域の結束も生まれますし、いろんな好循環が生まれると思います。建設までまだ時間がありますので、住民の声も聞きながら、是非、進めてほしいと思います。以上です。

○議長(杉原祥浩君) それでは、コロナ対応としまして、10分程度換気と休憩をとらせていただきます。

[午後 3 時 06 分休憩]

[午後 3 時 16 分再開]

○議長(杉原祥浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。瀧議員。

○17番(瀧すみ江さん) 大項目1、議案第5号について。中項目1、循環型社会形成推進交付金について。細項目1、どのような目的で何に使われたのかについて答弁を求めます。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 令和3年度においては、新ごみ処理施設整

備に係る環境影響評価業務、施設整備・造成等基本設計業務および造成等実施設計業務の3業務に係る費用に対する交付金となっています。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 細項目2です。交付要綱中、交付対象事業のどこに属するのかについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 令和3年度に当該交付金の対象となった三つの事業につきましては、循環型社会形成推進交付金交付要綱の別表1となります交付対象事業のうち、17番目に記載されている施設整備に関する計画支援事業に該当するものです。この施設整備に関する計画支援事業は、廃棄物処理施設整備事業の実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験および周辺環境調査などに要する費用が交付対象となります。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 再質問になりますが、この循環型社会形成推進交付金は、令和3年度決算では6,763万5千円です。そして、令和4年度予算では2,924万9千円が計上されています。予算なので確定しないということはありますけれど、今年度の方がかなり少なくなっていますので、これについての説明を求めたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 令和3年度は、環境影響評価業務におきま

して、候補地周辺の動植物の調査や大気質の調査という現況調査を実施しましたことから、委託業務費用が1億7,800万円となっておりますが、今年度におきましては、環境影響評価業務は準備書と評価書の作成という業務になっており、事業費が少なくなっているものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 中項目2、小八木中継基地について。細項目1、令和3年度から彦根市、犬上郡が燃えないごみを新たに小八木中継基地に搬入するようになりましたが、交通や地域などへの影響について答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 小八木中継基地場長。

○小八木中継基地場長（山本明彦君）

小八木中継基地は、令和3年4月に東近江市小八木町に開設し、愛荘町に加え彦根市と犬上郡3町からの不燃ごみの搬入を受け入れています。受け入れました不燃ごみの処理につきましては、民間事業者へ最終処分を委託し、小八木中継基地で一時保管した後、圏域外の最終処分場へ搬出しています。近隣地域の交通への影響につきましては、小八木中継基地の開設に当たりまして、搬入が集中する各市町のごみ収集車の搬入ルートの設定に際しまして、住居地域や小中学校の通学路、交通量の多い街路などをできる限り避けるとともに、搬入時間の設定に際し、朝の通学時間帯を避けるなどの配

慮をしており、これまでに渋滞や交通事故の増加などといった交通環境の悪化は発生しておらず、近隣地域への影響は少ないものと考えております。

また、不燃ごみの一時保管に伴う影響につきましては、ごみの飛散防止や汚水浸透の防止、鳥獣や害虫対策等の環境保全対策を徹底するとともに、中継施設周辺井戸水の水質検査および中継施設内の悪臭検査を小八木中継基地を開設する前の令和2年5月から年次的に実施しており、これまでに環境の悪化は認められておりません。

なお、令和3年4月から令和4年7月までの開設から先月までの彦根市と犬上郡3町からの搬入実績は、車両台数累計4,334台で、1日当たりの平均は約13台となっています。このうち、各市町の不燃ごみ収集日に設定されている毎月4回の水曜日には、各市町の収集車による搬入と住民による直接搬入などを合わせ、1日当たり平均で約30台、最も多い日で42台の搬入がございました。以上でございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 次に、中項目3、造成等実施設計業務について。細項目1、軟弱地盤対策の解析状況について答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 軟弱地盤対策の解析は、敷地造成盛土高さを宇曾川の洪水浸水想定区域図の浸水高に余裕高を加えた計画として解析を進め、その対策を検討していると

ころです。具体的には、軟弱地盤対策を行わずに盛土をした場合、敷地外構工事開始後に許容値を超える残留沈下量が想定されることや、地盤破壊に対する必要安全率が確保できないことから、軟弱地盤対策が必要と考えており、工事期間内で盛土を安定させるために、腐植土層などから水分を抜き、圧密沈下を促進させるドレーン工法や、円弧すべり対策として浅層地盤改良の検討を進めているところでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 再質問させていただきます。決算の事務報告書の建設推進室のところに、令和3年12月には、造成等基本設計を基にした造成等実施設計業務に着手しており、令和5年3月までの契約期間中に最新の浸水シミュレーション情報を活用し、適切な余裕高さを見込んだ盛土高さを再検討するとともに、その高さに合わせた軟弱地盤対策の解析などを進めますと書かれています。ここでいう、盛土高さの再検討というのは、今も説明がありましたが、どのくらい高さを変えられるのか。今までがどのくらいで、再検討したらどのくらいになるのかについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 当初の造成等基本設計業務においては、より安全な方向性ということで盛土高さを宇曾川左岸の堤防までの高さを考えており、その高さが田んぼの地表

から4 m程度の高さでございました。ただし、その盛土量となるとかなりの土量となり、造成費用もかなり高額になることから、滋賀県が想定されている浸水想定高さに余裕高さを60 cmと考えておりますが、60 cmとした場合に軟弱地盤対策をどのようにするか、検討を進めておりまして、その高さは田んぼの地表から、3.4 m程度の高さで進めているところでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 再検討というのは、少し高さが低くなったということですけど、盛土をしてまで軟弱地盤対策が必要な場所に建設というのは問題です。この場所で建設を推進するということでは、先行きが不安です。

近年、気候変動で今まで経験のないような豪雨が降り、毎年被害が出ています。地盤の緩いところに建てられた建物が大きな被害を受けています。何かあってからでは遅いと思います。石橋を叩いて渡るといぐらいの慎重な調査を行って適切かどうかの判断をしていただきたいと思っておりますけど、それについての見解を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 浸水想定につきましては、滋賀県が出している千年に一度の最大浸水を想定し、盛土高さに60 cmの余裕高をみているということでございますし、軟弱地盤対策につきましては、十分対策をとるほか施設自体はしっかりとした地盤に建てるということでございますの

で、震災に耐え得る建物となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 大項目2、議案第7号について。中項目1、生活環境影響調査結果について。細項目1、生活環境影響調査の内容について、説明を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の角井議員のご質問に対し答弁しましたとおり、生活環境影響調査は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質について現況の調査を実施し、施設供用開始後における周辺への影響を予測し、その対策等を評価するものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 細項目2、縦覧の告示は、何月何日の予定かについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議案第7号で提出しております条例案の第7条において、環境影響評価法または滋賀県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続きを経たものは、第3条から第6条までに定める手続きを経たものとみなすとしています。先の角井議員のご質問に対し答弁しましたとおり、当組合が、滋賀県環境影響評価条例に基づき実施している環境影響評価は、生活環境影響調査の内容を有するものとなるため環境影響評価での準備書の

公告・縦覧等の手続きをもって、生活環境影響調査に係る手続きを経たものとみなすものでございます。なお、準備書の公告・縦覧については、8月29日の月曜日から予定しております。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 細項目の3。提出される意見書は、十分に尊重されるのかについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の角井議員のご質問に対し答弁しましたとおり、環境影響評価の準備書に対する意見については、事業者の見解を見解書として滋賀県へ提出することとなります。また、この事業者見解につきましては、滋賀県環境影響評価審査会において、審査されることとなります。よって、対策が必要な場合は、その対策内容について審査会で審議いただき、問題があれば、改めて対策を検討し審査会で承認いただく必要があることから、十分に尊重されるものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 大項目3、議案第8号について。中項目1、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会について。細項目1、委員会が整備運営事業者を選定するまでのスケジュールについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の角井議員のご質問に対し答弁しまし

たとおり、現時点での予定を申し上げますが、第1回の委員会は、本年10月に開催を予定しており、委員会の設置、委員長・副委員長の選出、今後の委員会のスケジュールの確認を行うほか、審査方法に関する審議と事業の概要および経緯について、事務局から説明いたします。第2回は、令和5年1月に開催し、実施方針案および要求水準書案を事務局から報告し、落札者選定基準を審議いただきます。第3回は令和5年3月に、第4回は令和5年6月に開催し、第2回から引き続き、落札者選定基準を審議いただくほか、入札公告に係る必要書類等をご確認いただきます。第5回は、令和5年11月に開催し、入札公告以降の経過を事務局から報告し、審査の手順に関して審議いただきます。第6回は、令和6年2月に開催し、基礎審査の結果を事務局から報告し、プラントメーカーからの提案書に関する意見交換を行います。また、プラントメーカーにヒアリングすべき事項の抽出を行います。最終の第7回は、令和6年3月に開催し、プラントメーカーからのプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、提案内容を審査し、プレゼンテーション、ヒアリングおよび提案内容の審査をもとに総合評価を行い、最優秀提案者を決定いただきます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 大項目4、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設について。中項目1、新ごみ処理施設の

規模縮小について。5月15日彦愛犬のごみ半減へ住民のつどいに参加し、元上勝町長の笠松和市さんの講演を聞きました。徳島県上勝町はゼロ・ウェイストタウンとして注目を集めません。2020年までに廃棄物量を抑え、焼却、埋め立てごみをなるべくゼロにすることを目指してきました。ごみを45分別に仕分けるなど分別を徹底し、ごみを資源に生まれ変わらせた結果、今年3月現在で約81%の高水準のリサイクル率を維持しています。

2月定例会の会議録を見させていただくと、令和11年度のごみの量を推計され、プラスチックを資源化する場合の熱回収施設として、日量161トンが必要であることが示されたが、ごみ分別方法統一化等検討委員会で設定した15%の削減目標が達成されるということで試算すると142トンが必要と説明されています。また、燃やすごみが半分になると、日量70トン程度の施設規模になるとの発言がありました。161トンが70トンになると住民の負担軽減につながります。同時にCO₂の削減につながり、待ったなしの気候危機打開に大きく貢献します。

細項目1、1市4町がごみの減量に向けた計画を立て実行し、それを視野に入れて施設の規模を縮小することを求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 新ごみ処理施設の施設規模については、各

市町の一般廃棄物処理基本計画で定められたごみの削減目標をもとに設定することから、当該基本計画で定められた減量目標を超えた減量を要する施設規模とすることはできませんので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 再質問します。新ごみ処理施設は、サーマルリサイクルを行う熱回収施設を建設予定ということで、間違いはないでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 熱回収をしていく焼却施設ということでサーマルリサイクルをしていくかたちになります。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） サーマルリサイクルをしていく熱回収施設ですが、国際的にはサーマルリサイクルはリサイクルとしてカウントされていません。なぜかという、エネルギーの高いプラスチックを燃やして熱回収を行うためです。新ごみ処理施設では、容器包装プラスチックは燃やさないことになりましたが、容器以外のプラスチックごみもたくさんあります。それらを、燃やすとすればCO₂が排出されることになります。プラごみの焼却処理は、焼却炉の建設費用が膨大なうえ、炉が傷みやすく炉の修繕、管理費、電気代を含めたランニングコストが膨大にかかります。新ごみ処理施設が容器以外のプラスチックを燃やすことになっているのかについて答

弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。質問の主旨と大分離れてきましたので、答弁ができませんので次の質問に移っていただけますか。

○17番（瀧すみ江さん） 今から言うことは、施設規模の縮小に関することですので、お許しいただきたいと思えます。昨年の6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。国は法制定の背景について海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環をより一層促進する重要性が高まっている。そのため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化する必要があると説明しています。この法律が定着するにしたがって、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも分別されるようになり、プラごみが減少し燃やすごみが減ることが明らかで、大きな焼却炉を維持することが困難になります。思い切って全てのプラスチックの資源化を前提とした計画に抜本的に見直し、その他のごみの分別を徹底すれば、熱回収施設ではない、小さな焼却炉にできると考えますが、これについて見解を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 本年3月に策定された1市4町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において、

新ごみ処理施設は容器包装プラスチック以外の硬質プラスチックも資源化していく方向性を示していただいておりますので、新たな施設については焼却しないということで進めているところでございます。その分の焼却量というのは、小さくできるということで施設規模は、小さくさせていただくところでございます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 中項目の2、新ごみ処理施設の規模縮小のためのごみ減量化について質問します。容器包装プラスチックを資源化する場合の熱回収施設で日量161トン必要であると示されましたがこの資料について、細項目1、犬上3町と愛荘町の容器包装プラスチックの分別が行われたときには、何%のごみが減量になると見込んでいるのかについて答弁を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現在、4町において燃やすごみとして回収され、固形燃料の一部となっている容器包装プラスチックは、新ごみ処理施設では、資源化することから、4町においては、容器包装プラスチックを燃やすごみから資源ごみとして分別回収されることとなります。ごみ減量に係る所掌事務は各市町の責務となりますが、この分別回収により容器包装プラスチック自体が減量されることは見込まれていないものと理解しております。よって、容器包装プラスチ

ックを分別することで減量されるごみ量については、お示しすることができません。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 再質問です。環境省が示しました、容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要の2000年度なんですけど、家庭ごみに占めるプラスチックごみは容積比で49.9%。重量比で10.4%になっています。ごみ量は一般的に重さで示しますが、計画の中の実感としては、目に見える容積比が大きく影響します。容器包装プラスチックを分別するだけで、今、申し上げたように調査の概要で言いますと、容積比で44.9%の約半分が分別されるということなので、今まで2袋出していたごみ袋が1袋に収まるということが分かります。焼却炉でもそうだと思います。焼却炉の中に入るごみ量を重さで示していますが、実際には焼却炉の中にどのくらいのごみが入るのかということを考えることが必要ではないでしょうか。つまり、容器包装プラスチックごみは燃やさないとしても、重量で考えれば1割程度の重さの入った焼却炉の大きさを考えるとと思います。しかし、実際には容積は半分くらいが減ることが考えられます。したがって、出るごみの量に対し焼却炉が大き過ぎることになるのではないのでしょうか。ごみの量が減らないから、どんどんごみを燃やしてしまうことは、あってはならないと考えます。焼却炉の大きさを重量だけ

でなく容積比でも考えるというふうにいるいろいろ研究して決定していただくことを求めますが、見解を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 容器包装プラスチックでは容積比は、かなり大きなものになってまいりますけれども、容積ではなく重量で炉を造ることになります。ただ、140トンの施設の炉と70トンの施設の炉は、半分の70トンだからといって炉の容積が半分になるというものではなくて、全体的に焼却する際には高さも必要になってきますし、そのあたりも考慮された施設となると容積ではなく、重量で整備されていくものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 細項目2、紙類の分別のことについて質問します。紙類といえば、新聞紙、段ボール、本、チラシなど様々な種類がありますが、資源化できるものが多く、リサイクルの代表格だと思います。そこで、紙類の分別がごみ減量化に及ぼす効果について見解を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） ごみ減量に係る所掌事務は各市町の責務となりますが、平成29年度から令和元年度にかけて彦根市生活環境課で実施された家庭系燃やすごみの組成調査結果を基に、当組合の見解をお答えさせていただきます。当該組成調査

の結果では、紙類の混入割合が、3年間の重量比平均で約18%となっています。燃やすごみとして排出されている紙類は、汚れていたり、内面にアルミ加工が施されているような資源化に適さないものや、個人情報に記載されているなど他人に見られたくないという理由から、子供会などが実施する資源回収では出されないようなものが大部分であると想像されますが、分別すれば資源化できるものは必ず含まれているものと考えます。このようなことから、燃やすごみとして排出されている紙類のうち、資源化できるものが分別されたとしても、燃やすごみの大幅な減量にはつながらないものの、少なからず減量効果はあるものと考えております。加えて、分別することで、ごみの減量化や資源化に対する住民意識の高揚にもつながるものと考えています。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 細項目3、生ごみの減量化について質問します。生ごみは堆肥などにリサイクルできますし、自家処理もできます。そして、ごみとして出す場合でも、絞ったりして水分を少なくすることで、生ごみは特に大きく減量することができます。生ごみの減量化は、ごみの減量化に大きく貢献できると考えますが、これに対する見解を求めます。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の答弁でも申しましたとおり、ごみ減量

に係る所掌事務は各市町の責務となりますが、平成29年度から令和元年度にかけて彦根市生活環境課で実施された家庭系燃やすごみの組成調査結果を基に、当組合の見解をお答えします。当該組成調査の結果では、厨芥類、いわゆる生ごみの混入割合が3年間の重量比平均で約31%となっています。また、同調査によりますと、生ごみには、調理くずの割合が60%以上を占めていますが、食べ残しや賞味期限切れなどの未利用品が約40%も含まれているとのこと。これら生ごみの重量のうち、水分が70%から80%となりますが、その大部分がダイコンなどの野菜など食材自体に含まれるものであり、どのご家庭でも簡単に水切りできるものではありません。しかしながら、生ごみを家庭で堆肥化、あるいは生ごみ処理機で乾燥させることができれば、生ごみ重量の大幅な削減が可能となります。また、堆肥化などの取り組みが困難な家庭においても、生ごみを捨てる前に一絞りする「水キリ」や、残さず食べる「食べキリ」、賞味期限や消費期限が切れる前に使い切る「使いキリ」の三つのきり、いわゆる3切り運動に取り組んでいただくことで、燃やすごみの減量効果が期待できるものと考えます。

○議長（杉原祥浩君） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） これは質問ではありませんが、最後に、中項目2減量について一言申し上げます。これらのごみの減量化は、全て1市4町の

取り組みの努力が必要になります。それについて、ごみ分別方法統一化等検討委員会で協議され 15%の削減目標を早くクリアして次の段階に進んでいただきたい。ごみ分別方法統一化等検討委員会の構成市町はこの彦愛犬広域行政組合と同一なので、このことをこの場で申し上げまして、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉原祥浩君） 以上で事前通告があった質疑ならびに一般質問が終了しましたので、議案第5号から議案第9号に対する質疑ならびに一般質問を終結いたします。

日程第6 議案第5号から議案第9号まで（討論、採決）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第6、議案第5号から議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後3時53分休憩〕

〔午後4時02分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に反対の17番瀧議員。

○17番（瀧すみ江さん） 議案第6号令和4年度(2022年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算に対し反対を表明します。衛生費の塵芥焼却場費の中に不動産鑑定評価業務の委託料89万8千円があります。建設地が確定していない候補地の段階で不動産鑑定を委託するのは、環境影響評価の目的に反する矛盾した行為であり拙速な判断です。それでは住民の合意を得られないのではないかということをお訴えまして、反対討論といたします。

○議長（杉原祥浩君） 5番角井議員。

○5番（角井英明君） 議案第5号の反対討論です。反対理由は、新ごみ処理施設建設への支出についてです。施設整備造成等基本設計業務に1,257万3千円、造成等実施設計業務に1,653万3千円、環境影響評価に1億7,380万円をそれぞれ委託料として支出しています。本来なら、施設整備造成等基本設計業務や造成等実施設計業務は、環境影響評価を終え、地域の環境や暮らしに及ぼす影響が少ないと決定した後に進めるべきであり、そうではない支出に反対をします。

議案第7号の賛成討論です。環境影響評価と生活環境影響調査の縦覧は共に周辺地域の安心安全な環境と生活を守るために必須のものだと考えます。環境影響評価と重なる調査もありますが、そこは環境と生活を守ることを目的としている以上、縦覧に供することに丁寧過ぎるということはない

いと考えます。明治神宮外苑地区の再開発計画では都民の声を受け入れ、環境影響評価の手続きの途中で伐採予定だった樹木が 971 本から 556 本に減るという変更が事業者側からなされています。縦覧で寄せられた声を真摯に聞いて必要なら計画の見直しも辞せずという気持ちで実施してほしいと願います。

議案第 8 号の反対討論です。重要な周辺地、建設地、候補地周辺、1 市 4 町の住民の環境と生活を守るための環境影響評価を終えた後で、施設整備運営事業者選定委員会を立ち上げても、環境影響評価準備書の概要にあるスケジュールを見る限り、工事開始を遅らせることにはならないと考えるからです。

議案第 9 号の反対討論です。監査委員に橋本氏を引き続き選任する理由に、2014 年から 2 期 8 年に亘って監査委員を務めていて、その間の積極的な職務への向き合い方、加えて人格の高潔さ、行財政運営に対しての優れた識見を持っていることをあげられています。2 期目である 2019 年に清崎町地先が建設候補地に決定されて以後、施設整備造成等基本設計、環境影響評価、地歴調査、地質調査等多くの業務が行われています。候補地は宇曾川に近く軟弱地盤という議論が広域議会でされていまして、環境学者の畑明郎さんからは質問書が数回提出されています。こうしたときに立ち止まって議論する必要があったと思います。

にもかかわらず、粛々と事業が進められました。地域住民の暮らしと健康を守るために行われる環境影響評価、その途中での建設地の決定が考えられています。監査委員としては、こうした動きに対し原則を守って異議を唱えるのが、職務への真摯な向き合い方だと思います。これまでの 2 期 8 年に続き大事な局面を迎える今後 4 年間の監査を任せるには相応しくないと考えて、反対するものです。以上です。

○議長（杉原祥浩君） これより、議案第 5 号から議案第 9 号までについて、各議案ごとに採決を行います。

それでは、まず、議案第 5 号 令和 3 年度(2021 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第 5 号 令和 3 年度(2021 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

次に、議案第 6 号 令和 4 年度(2022 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席くださ

い。起立多数であります。よって、議案第6号 令和4年度(2022年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉原祥浩君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉原祥浩君) ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のと

おり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉原祥浩君) ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これにて、令和4年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞様でございました。

午後4時10分閉会

会議録署名議員

議長 杉原祥浩

議員 上杉正敏

議員 林利幸

全 員 協 議 会

(8 月 2 5 日)

令和 4 年 8 月 25 日(木曜日)

午後 2 時 00 分開会

○議長(杉原祥浩君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、定例会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。まず初めに、本日の定例会の欠席者について、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長(近藤弘明君) 失礼いたします。事務局の近藤でございます。公務等による欠席届が提出されておりますので、ご報告をさせていただきます。彦根市の伊藤容子議員と甲良町の西澤伸明議員が私用のため、欠席でございます。以上でございます。

○議長(杉原祥浩君) 今定例会の開会に当たり、管理者より挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者(和田裕行君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お暑い中、また、ご多用の中、彦根愛知犬上広域行政組合 8 月定例会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の定例会は、令和 3 年度組合一般会計歳入歳出決算および令和 4 年度組合一般会計補正予算の他に 2 件の条例案さらには、組合監査委

員の選任についての 5 議案を提案させていただきますものでございます。

何とぞ、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に際しての挨拶とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) ありがとうございます。ございました。

午後 2 時 02 分閉会